

改正	平成19年6月20日法人規程第12号	平成21年12月7日法人規程第16号
	平成22年12月7日法人規程第11号	平成23年12月8日法人規程第4号
	平成25年4月1日法人規程第12号	平成26年12月11日法人規程第21号
	平成26年12月11日法人規程第22号	平成28年2月26日法人規程第4号
	平成29年1月27日法人規程第15号	平成30年1月29日法人規程第17号
	平成31年1月29日法人規程第6号	令和2年1月22日法人規程第12号
	令和2年12月8日法人規程第15号	令和3年12月8日法人規程第9号
	令和4年12月28日法人規程第11号	令和5年12月28日法人規程第31号
	令和6年12月27日法人規程第8号	

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学(以下「法人」という。)の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 この規程による常勤の役員(教員(公立大学法人九州歯科大学職員就業規則(法人規程第10号)第2条第2号に規定する教員をいう。)を兼務する理事(以下「教員兼務理事」という。)を除く。)に対する報酬は、年俸、通勤手当及び単身赴任手当とする。

2 この規程による非常勤の役員に対する報酬は、非常勤役員手当とする。

3 この規程による教員兼務理事に対する報酬は、理事手当とする。

(報酬の支払い)

第3条 この規程に基づく報酬の支払いについては、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。)第4条の規定の例による。

(常勤役員の年俸)

第4条 年俸は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の勤務に対する報酬であって、通勤手当及び単身赴任手当を除いたものとする。

2 年俸は、基本年俸と業績年俸に区分する。

3 役員の年俸は、次のとおりとする。

区分	年俸額	基本年俸	業績年俸
理事長	15,373,000	10,896,000	4,477,000
副理事長	12,122,000	8,592,000	3,530,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000

4 年俸のうち業績年俸の額は、福岡県公立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価及び当該役員の業務の実績等を総合的に勘案し、年俸の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、法人の要請に応じて、福岡県の職員から引き続いて法人の常務理事となるため退職手当を支給されずに福岡県を退職し、かつ、引き続いて常務理事となる場合にあっては、その者が福岡県職員であった場合に福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)により支給を受ける給料の額を基礎として年俸を決定する。この場合においては、第2条第1項及びこの条第1項の規定にかかわらず、当該役員に対しては、前段に規定する年俸のほか、同条例を準用して同条例に規定する手当を支給することとし、必要な事項は理事長が別に定める。

6 第3項の規定にかかわらず、福岡県から退職手当の支給を受けて退職した者で、法人の要請に応じて常務理事となる場合にあっては、第3項で定められた年俸額を上限として理事長が別に定めるものとする。

(年俸の支給方法)

第5条 基本年俸及び業績年俸の支給日、支給日ごとの支給金額等については、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程(平成18年法人規程第15号。以下「年俸規程」という。)第8条及び第12条の規定を準用する。ただし、理事長は、特に必要がある場合は、これを変更することができる。

(年俸の支給対象期間等)

第6条 基本年俸及び業績年俸の支給対象期間及び日割計算等については、年俸規程第9条から第11条まで及び第13条の規定の例による。

(諸手当)

第7条 通勤手当及び単身赴任手当の額、支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 第2条第2項に規定する非常勤役員手当の額は、日額35,000円とする。

2 非常勤役員手当は、その業務に従事した日数に応じて支給するものとし、支給日については、理事長が別に定める。

(理事手当)

第9条 第2条第3項に規定する理事手当の額は、教員兼務理事ごとに、当該教員兼務理事について給与規程又は年俸規程により支給されている給料月額又は基本年俸の月割額に100分の23を乗じて得た額とする。

2 前項の理事手当は、当該教員兼務理事が、給与規程又は年俸規程により管理職手当を支給されている教員である場合は、原則として支給しない。ただし、当該教員に支給されている管理職手当の額が、前項に規定する理事手当の額に満たない場合は、その差額を理事手当として支給することができる。

3 理事手当は、当該教員の給与の支給の際に支給する。

4 教員が月の途中で教員兼務理事となり、又は教員兼務理事でなくなった場合においては、理事である日数に応じて日割りにより支給する。

(端数計算)

第10条 この規程により報酬を算定する際に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年度における年俸の特例)

2 役員の年俸のうち基本年俸は、第4条第3項の規定にかかわらず、同条に規定する額から、施行日から平成19年3月31日までの間において、当該額に1,000分の26を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。第4条第5項の規定により年俸を決定される役員については、福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成17年福岡県条例第4号)を準用するものとする。

附 則(平成19年6月20日法人規程第12号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月7日法人規程第16号)

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成22年12月7日法人規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日(以下、「公布日」という。)から施行する。ただし、第4条第3項中基本年俸の改正規定は平成23年1月1日から、同項中公布日における業績年俸の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する業績年俸に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する業績年俸の額は、公布日における改正後の第4条第3項の規定により算定される業績年俸の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上とな

るときは、業績年俸は支給しない。

(1) 平成22年6月に支給された業績年俸の額

(2) 平成22年4月に支給された基本年俸額の12分の1の額及び単身赴任手当(第7条において準用する公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年4月1日法人規程第14号)第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額

(3) 平成22年6月に支給された業績年俸の額に100分の0.19を乗じて得た額

(4) 基準額から平成22年6月に支給された業績年俸の額を減じた額に100分の0.19を乗じて得た額
附 則(平成23年12月8日法人規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日(以下、「公布日」という。)から施行する。ただし、第4条第3項中基本年俸の改正規定は平成24年1月1日から、同項公布日における改正後の業績年俸の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する業績年俸に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する業績年俸の額は、公布日における改正後の第4条第3項の規定により算定される業績年俸の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俸は支給しない。

(1) 平成23年6月に支給された業績年俸の額

(2) 平成23年4月に支給された基本年俸額の12分の1の額及び単身赴任手当(第7条において準用する公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年4月1日法人規程第14号)第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額

(3) 平成23年6月に支給された業績年俸の額に100分の0.17を乗じて得た額

(4) 基準額から平成23年6月に支給された業績年俸の額を減じた額に100分の0.17を乗じて得た額
附 則(平成25年4月1日法人規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日(以下、「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日前から引き続き副理事長の職にある者の年俸については、その任期中に限り、この規定による改正後の公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程第4条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成26年12月11日法人規程第21号)

この規程は、公布の日から施行し、第4条第3項中業績年俸の改正規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則(平成26年12月11日法人規程第22号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月26日法人規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、第4条第3項の改正規定は平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月27日法人規程第15号)

この規程は、公布の日から施行し、第4条第3項の改正規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年1月29日法人規程第17号)

この規程は、公布の日から施行し、第4条第3項の改正規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年1月29日法人規程第6号)

この規程は、平成31年1月29日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程第4条第3項の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月22日法人規程第12号)

この規程は、令和2年1月22日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程第4条第3項の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月8日法人規程第15号)

この規程は、令和2年12月8日から施行する。

附 則(令和3年12月8日法人規程第9号)

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則(令和4年12月28日法人規程第11号)

この規程は、令和5年1月1日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程第4条第3項の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年12月28日法人規程第31号)

この規程は、令和6年1月1日から施行し、改正後の公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程第4条第3項の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年12月27日法人規程第8号)

この規程は令和6年12月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。